

PM2.5(微小粒子状物質)に関するお知らせ

Q: PM2.5とは?

A: 大気中に漂う $2.5 \mu\text{m}$ (髪の毛の約1/30の太さ) 以下のとても小さな粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されているものです。



(画像: 東京都ホームページ)

Q: どこから発生しますか?

A: PM2.5は、

- ①物の燃焼などによって直接排出されるもの
- ②環境大気中で化学反応により生成されたもの

の2種類があり、自然由来のものや大陸からの越境汚染による影響もあります。

PM2.5は身近なところからも発生します。



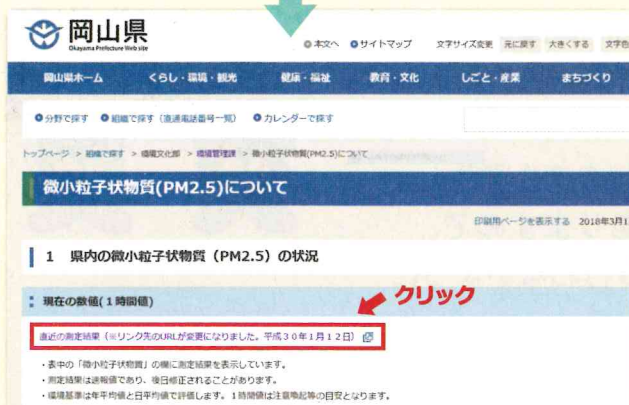
© 岡山県「うらっち」

【発生源の例】工場からの排出ガスや粉じん、自動車、船舶、航空機、わらや刈草などの焼却、河川敷の草焼き、土壌、黄砂、海洋、火山灰、喫煙、調理、ストーブ、たき火、どんと焼き など

Q: 今の状況を確認できますか?

A: 岡山県環境管理課のホームページから県内の「直近の測定結果」などが確認できます。

岡山県環境管理課 PM2.5



(URL: <http://www.pref.okayama.jp/page/309541.html>)



(URL: <http://pref-okayamataiki.blue.cocacn.jp/kanshi/realtime/index.html>)

Q：濃度が高いときは？

A：岡山県ではPM2.5が高濃度になると予想される場合、当日の8時頃又は13時頃に注意喚起を行います。
注意喚起の際には、ホームページやメール配信などを通じて、当日高濃度になるおそれがあることや注意すべき点をお知らせし、県民の皆さんに注意を呼びかけます。

PM2.5の注意喚起を行った場合に「おかやま防災情報メール」でお知らせするメール配信サービスを行っていますので、ぜひ御登録ください。

詳しくは岡山県環境管理課のホームページを御覧ください。

(PM2.5注意喚起について)：<http://www.pref.okayama.jp/page/309541.html>

(メール配信サービスの登録)：<http://www.pref.okayama.jp/page/420698.html>



© 岡山県「ももっち」



注意喚起

登録

Q：注意喚起が行われた場合は？

- A：
- ・ 不要不急の外出や、屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしてください。
 - ・ 屋内においても、換気や窓の開閉を必要最小限にしてください。
 - ・ 呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動してください。



わらや刈草の焼却等をされる方へのお願い

廃棄物の野外焼却（いわゆる野焼き）は廃棄物処理法により原則禁止されていますが、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物（わらや刈草、剪定枝等）の焼却、国又は地方公共団体が河川や道路の管理を行うために必要な廃棄物（刈草等）の焼却などは、野焼きの禁止の例外とされています。

しかしながら、PM2.5は、このような野焼きでも発生し、地域的にPM2.5の濃度が上昇することがありますので、例外として認められている野焼きも出来る限り行わないように御配慮ください。



© 岡山県「ももっち・うらっち」

問い合わせ先

岡山県環境文化部長官環境管理課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7302 FAX：086-224-2147



古紙配合率100%再生紙を使用しています。